

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景

本市では、平成9年に『坂出市障がい者福祉計画「共に生きる・坂出ふれあいプラン」』を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念を前提とした社会の実現をめざしてきました。

また、平成19年に『坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画』を策定し、「住み慣れた地域で共に豊かに安心してすごせるまち さかいで」を基本理念として、各種施策の展開を図り、平成21年には障がい者福祉計画の見直し、平成24年には『坂出市障がい者福祉計画および第3期障がい福祉計画』の策定、平成27年には『坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画』の策定を行うとともに、平成30年には児童福祉法に基づく「第1期障がい児福祉計画」を包含した「第5期障がい福祉計画」を策定し、地域での暮らしを支援することを中心に、在宅サービスの充実や日中活動の場の確保等に努めてきました。

その間、国では、平成23年に「障害者基本法」が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられ、また平成25年に、障害者基本法の趣旨を踏まえ、障害者自立支援法を「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へ改正施行しました。

また、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国・地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などが定められました。

さらに、同年6月には障害者総合支援法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成30年4月から施行されたところです。

このような法制度の変化や障がい者およびその家族のニーズの多様化に対応するとともに、本市における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進するため、令和2年度で計画の期間が終了する現行計画を改訂し、新たに「坂出市障がい者福祉計画および第6期障がい福祉計画」を策定します。

## 2 障がい者福祉制度の変遷（国の動向）

平成18年4月 「障害者自立支援法」 施行

- 身体・知的・精神の3障がいのサービスを一元化
- 定率負担
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障がい程度区分）の導入 等

平成19年9月 「障害者の権利に関する条約」 に署名

- 内容（全50条） 障がい者の市民的・政治的権利や教育・労働・雇用などの社会保障に関する権利の保障、アクセス手段の確保、障がいに基づく差別の禁止など

平成22年6月 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」 閣議決定

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

平成22年12月17日の「障害者制度改革推進会議」にて、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめ

「障害者基本法」改正

- 平成23年8月5日 公布・施行  
※一部は政令で定める日
- 推進会議の第二次意見に基づき改正案を策定
- 差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定

「障害者自立支援法」の一部改正

- 平成22年12月10日 公布・施行  
・発達障がい障がい者自立支援法の対象になることを明確化
- 平成23年10月1日 施行  
・グループホーム利用の助成  
・同行援護の創設
- 平成24年4月1日 施行  
・応能負担原則への見直し  
・支給決定プロセスの見直し

「障害者総合支援法」制定

- 平成24年6月27日 公布
- 平成25年4月1日 施行
- 社会モデルに基づく理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加など

「障害者差別解消法」制定

- 平成25年6月19日 成立  
平成28年4月1日 施行
- 差別の禁止、人権被害救済などを規定

平成26年2月 「障害者の権利に関する条約」 国内発効（批准）

- 平成26年4月1日 施行  
障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの統合、地域移行支援の対象拡大

「障害者総合支援法および児童福祉法の一部を改正する法律」制定

- 平成28年5月25日 成立
- 平成30年4月1日 施行  
・自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援の創設  
・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築など

### 3 計画の位置づけ

#### (1) 法的な位置づけ

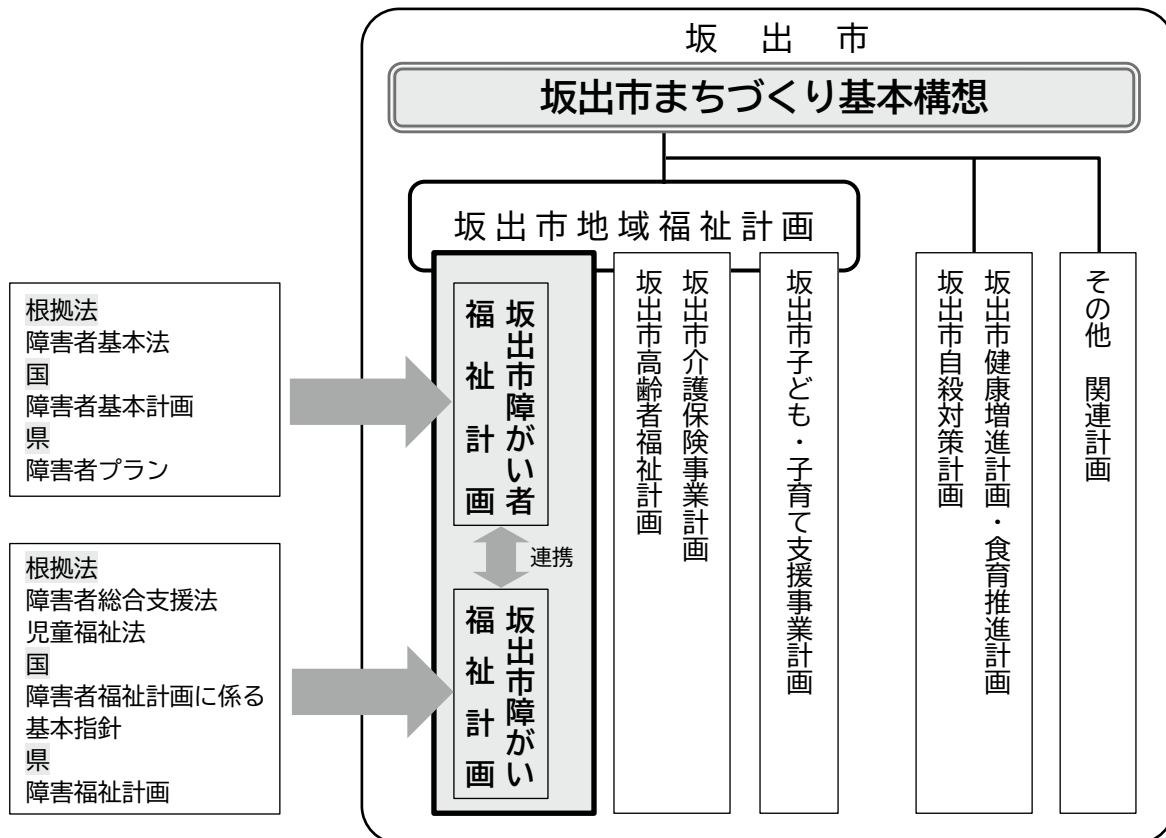
「坂出市障がい者福祉計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定める計画であり、「障がい者福祉に関する基本計画」の位置づけになります。

「坂出市第6期障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障がい福祉サービスの提供に関する具体的な数値目標などを定める計画であり、「障がい福祉に関する事業計画」の位置づけとなります。また、障がい児通所支援および障がい児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定める、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を包含します。

#### (2) 市の計画における位置づけ

本計画は、市政の最上位の方針である「坂出市まちづくり基本構想」や福祉分野の上位計画である「坂出市地域福祉計画」に基づいた福祉分野の個別計画です。

計画の推進にあたっては、坂出市高齢者福祉計画・坂出市介護保険事業計画や坂出市子ども・子育て支援事業計画などの関連計画との連携や調整にも十分配慮するとともに、上位計画との整合を図りつつ、新たな課題などにも柔軟に対応していきます。



## 4 計画の期間

本計画は、2つの計画を一体的に策定しますが、「坂出市障がい者福祉計画」については、長期的な展望も視野に入れ、計画の期間を令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

また、「第6期障がい福祉計画」は、国の基本指針において、計画の期間を「3か年を1期」として定めていることから、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

平成 30年度	平成 31年度 (令和 元年度)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者福祉計画（第3期）								
平成27年度から6年間			障がい者福祉計画（第4期）					
			6年間					
第5期障がい福祉計画 (第1期障がい児福祉計画を含む)								
3年間			第6期障がい福祉計画 (第2期障がい児福祉計画を含む)					
			3年間					

## 5 計画の対象者

本計画は、障がい者（児）や難病患者、およびその家族、介助者を主な対象とします。

「障がい者（児）」とは、障害者基本法第2条で定められているところの、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けている人を総称するものです。

## 6 計画の策定体制

### (1) 策定協議会での審議

計画策定にあたっては、「策定協議会」を設置し、アンケート調査やヒアリング調査結果、障がい福祉サービスの事業量、計画書の内容などについて検討を行いました。

### (2) アンケート調査の実施

平成26年度に実施したアンケート項目を基本とし、近年の障がい者福祉施策の動向等を反映した内容のアンケート調査を行いました。

#### ① 調査目的

市民の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向等を把握し、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料とするために実施しました。

#### ② 調査設計

##### ア 調査対象

調査対象者	抽出方法
身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の所持者	無作為抽出

イ 実施期間 令和2年6月19日～7月6日

ウ 調査方法 郵送による配布・回収

##### エ 配布・回収状況

配布数	有効回収数	有効回収率
1,400人	789人	56.4%

※参考：H26調査での回収率は46.9%

### (3) ヒアリング調査の実施

#### ① 事業所意向調査

##### ア 調査目的

各法人の今後の障がい福祉サービス・地域生活支援事業に関する意向等を把握し、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料とするために実施しました。

##### イ 調査設計

- ・ 実施期間 令和2年7月3日～7月20日
- ・ 調査方法 郵送による配布・回収

## ・ 配布・回収状況

配布数	有効回収数	有効回収率
20 事業所	16 事業所	80.0%

## ② 関係団体意向調査

## ア 調査目的

障がい者を取り巻くサービスの現状や課題、今後の方向性などに関するご意見をお聞きし、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料とするために実施しました。

## イ 調査設計

- ・ 実施期間 令和2年7月10日～7月21日
- ・ 調査方法 聞き取りまたは郵送による配布・回収
- ・ 対象団体 坂出市身体障がい者団体連合会，坂出市手をつなぐ育成会，精神障害者家族会連合会，NPO法人 中讃聴覚障害者協会，地域活動支援センターわかたけ（ピアサポーターの会）

## ③ 庁内調査

前回計画に基づく施策の実施状況を検証するために、庁内各課に対し、ヒアリング調査を行いました。

**(4) パブリックコメント（意見公募）の実施**

市のホームページや窓口等において情報公開を行い、広く市民のかたからの意見を求めました。

- ① 募集期間：令和3年1月4日～2月5日
- ② 閲覧方法：ふくし課，各出張所，市ホームページ
- ③ 意見提出方法：郵便，FAX，電子メール，または持参